

# 北海道十勝家畜保健衛生所の業務概要

## 1 十勝管内の概要

「十勝」という地名は、管内を流れる十勝川をさすアイヌ語「トカプチ」からと言われ、それは「乳」を意味し、河口が二つ乳房のように並んでいることに由来している。北海道の開拓が、食料確保と北の守りという目的のもと官主導で進められる中で、十勝の開拓は、明治 16(1883)年に静岡県からの入植をはじめとして、本州からの民間の開拓移民により推進されてきた。以来 130 年余り、寒冷な気象条件にありながらも、先人たちは、不屈のチャレンジ精神で幾多の困難を乗り越え、恵まれた土地資源を活かし、近代技術の導入や土地基盤整備を進めながら、農業を主要産業として発展させてきた。

今では、耕地面積、小麦、馬鈴薯、小豆などの主要作物のほか乳用牛（約 26 万頭）、肉用牛（約 24 万頭）の家畜においても全道一の地位を占め、まさしく十勝は日本最大の食料基地としての役割を担っており、管内を構成する 1 市 16 町 2 村では、農畜産物・加工品の付加価値向上のため、「食の地域ブランド化」に取り組んできている。

### ● 家畜の飼養状況（家畜保健衛生所調べ H30.2.1 現在）

	北海道		十勝		(頭羽数比率%)
乳用牛	6,223 戸	869,285 頭	1,342 戸	260,510 頭	(30.0)
肉用牛	2,361 戸	524,526 頭	550 戸	241,155 頭	(46.0)
馬	1,941 戸	32,026 頭	245 戸	2,454 頭	( 7.7)
豚	262 戸	613,521 頭	49 戸	82,239 頭	(13.4)
鶏	727 戸	12,848,287 羽	106 戸	1,168,834 羽	( 9.1)
めん羊	216 戸	11,878 頭	42 戸	2,879 頭	(24.2)
山羊	263 戸	1,466 頭	61 戸	333 頭	(22.7)

## 2 所内体制

家畜保健衛生所の業務は、予防課、指導課、病性鑑定課、BSE 検査室（東部・西部）の 3 課 2 室体制で運営している。BSE 検査は、平成 16 年に新得町及び中札内村に検査室が設置され、死亡牛の検査を行ってきている。

職員は、本所(写真)及び検査施設の 3 箇所に 28 名（すべて獣医師）が勤務しており、管内の家畜保健衛生所（以下、家保）を 1 箇所に統合した昭和 42 年には、職員数は 13 名であったが、家畜の飼養頭数や病性鑑定依頼数の増加、BSE 検査な



どの新たな業務や危機管理体制の強化に対応するため組織改正を重ね、現在の職員数となった。

### 3 業務内容

#### ア 予防課所管事項

##### (ア) 家畜伝染病予防事業

北海道では、家畜伝染病予防法（以下、家伝法）、特定家畜伝染病防疫指針、家畜防疫対策要綱その他の要領及びマニュアル等に基づき、家畜伝染病の発生予防、

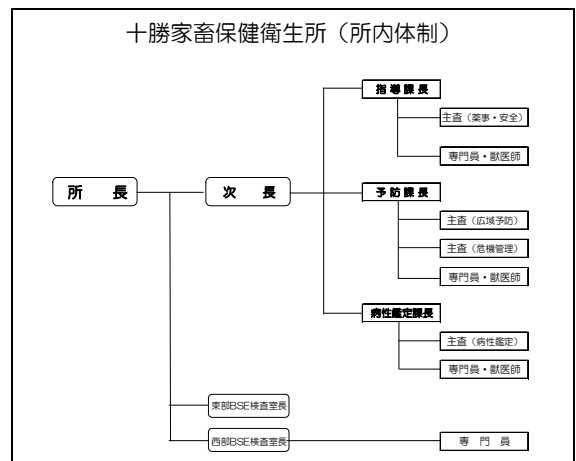
予察及びまん延防止の観点から、事業を推進している。

事業対象の家畜伝染病には、牛ヨーネ病、高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ、家禽サルモネラ、腐蛆病、BSE、牛ブルセラ病、牛結核病などがある。

平成 30 年度より、牛ブルセラ病と牛結核病は、家伝法 5 条に基づく全頭検査から、全国的清浄性確認サーベイランス実施要領に基づく抽出検査に移行し実施している。

牛ヨーネ病は、平成 10 年度より、5 年で管内一巡する計画で検査を進めており、平成 30 年度からは第 5 クール目に入っている。

一方、輸移入家畜に対しては随時着地検査を行い、伝染病の侵入防止を図るとともに、海外悪性伝染病に対しては、万が一の発生に備え、初動の防疫体制を構築している。



##### (イ) 主な伝染病の対応

###### ○ 牛ヨーネ病（ヨーネ菌の感染による下痢を主徴とする伝染病）

ヨーネ病は、昭和 53 年に輸入牛での発生以来、これまでに十勝管内で 5,099 頭（H30.12 末）の患畜を摘発してきた。対策については、本病が撲滅対象疾病として家伝法に制定された平成 9 年以前から全国に先駆けて一斉検査を行ってきており、平成 4 年に北海道が定めた「北海道ヨーネ病防疫対策実施要領」により、家伝法第 5 条及び第 51 条による検査に加え、「家畜生産農場清浄化支援対策事業」の自主検査、自主とう汰を活用しながら防疫を進めている。

- 家伝法第 5 条の検査：搾乳の用に供する 24 か月齢以上の雌牛。繁殖の用に供する 24 か月齢以上の肉用雌牛。種付けの用に供する雄牛。平成 30 ～令和 4 年の 5 年間で管内を一巡する計画で各年平準化して実施している。
- 家伝法第 51 条の検査：発生農場で飼養されている牛、輸移入牛の着地検査。
- 病性検定による検査：共進会等出場条件が付記されているもの等。

###### ○ 牛ブルセラ病（ブルセラ菌の感染による流産を主徴とする人獣共通感染症）

平成 29 年度までは、サーベイランス対象疾病として家伝法第 5 条に基づき、24 か月齢以上の乳用繁殖牛全頭を対象として検査を実施してきたが、平成 30 年度以降、国内清浄化の最終段階として、乳用牛及び肉用牛の経産牛飼養農場を対象とした抽出検査（全国的清浄性確認サーベイランス）へ移行して実施している。

- ・能動的サーベイランス：乳用牛 22 戸、肉用牛 9 戸を対象に実施（平成 30 年度）。
- ・流産サーベイランス：牛の流産に係る病性検定において、流産母牛及び流産胎子を対象に実施。
- ・病性検定による検査：共進会等出場条件が付記されているもの等。
- 牛結核病（結核菌の感染による呼吸器病を主徴とする人獣共通感染症）
  - 牛のブルセラ病と同様、平成 30 年度以降、乳用牛及び肉用牛の経産牛飼養農場を対象とした抽出検査（全国的清浄性確認サーベイランス）で実施している。
  - ・能動的サーベイランス：乳用牛 22 戸、肉用牛 9 戸を対象に実施（平成 30 年度）。
  - ・病性検定による検査：共進会等出場条件が付記されているもの等。
- 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ
  - ・家伝法第 52 条による報告徴求（毎月の死亡羽数）：100 羽以上の家きんを飼養する農場。
  - ・家伝法第 5 条の検査（年 1 回）：強化モニタリング（採卵鶏農場 3 戸の抗体検査）
  - ・防疫指針による検査（毎月）：定点モニタリング（採卵鶏農場 3 戸のウイルス分離及び抗体検査）
- 家きんサルモネラ
  - ・家伝法第 5 条による検査（毎年）：種鶏、種鶏候補及び同一鶏舎に飼育する鶏。
- 蜜蜂の腐蛆病
  - ・家伝法第 5 条による検査（毎年）：定飼、転飼及び花粉交配等している蜂群。
- 牛海綿状脳症（BSE）
  - ・家伝法第 5 条による検査（毎年）：平成 30 年度までは、牛海綿状脳症対策特別措置法第 6 条第 1 項に基づく届出対象となる 48 か月齢以上の死亡牛全頭を対象に検査を実施してきたが、平成 31 年度以降、96 か月齢以上の死亡牛、48 か月齢以上の起立不能牛、特定症状牛に変更して実施している。



- 豚熱
 

本病は平成 27 年 5 月の O I E 総会で「清浄国」と認定された。年 1 回の養豚場立ち入り検査と抗体保有状況調査を実施し清浄性の確認を実施している。

● 平成 30 年度の家伝法第 5 条検査の主な成績

・ 牛のヨーネ病	：	11 市町村	25,089 頭
・ 高病原性鳥インフルエンザ（強化モニタリング）	：	3 町村	30 羽
・ 家きんサルモネラ	：	2 町	284 羽
・ 蜜蜂の腐蛆病	：	13 市町村	2,129 群
・ BSE	：	全市町村	12,481 頭

(ウ) 輸移入家畜の着地検査

海外からの輸入及び北海道外からの移入した家畜は、北海道が定めた「輸移入家畜の着地検査実施要領の運用について」に基づき、導入計画書の提出、隔離飼養の徹底等について行い、特に繁殖牛は、ヨーネ病の細密検査を実施している。

## (工) 危機管理に係る対応と取り組み

十勝管内では、平成 12 年に宮崎県と同様に口蹄疫を経験したことから、各市町村の家畜自衛防疫組合（以下、自防）を構成員とする「十勝管内家畜自衛防疫推進協議会」と連携して各市町村の自防組織体制の強化を図ってきた。

平成 22 年、宮崎県で口蹄疫が発生した際にも、各市町村自防では、「オール十勝」の取組として、偶蹄類家畜飼養農場に消石灰等の消毒薬を配布するとともに、農場への立ち入り禁止の看板の設置など農場が行う侵入防止への支援を行った。

さらに、迅速な初動対応をとれるよう市町村毎の防疫マニュアルの制定や消毒用動力噴霧機の整備、緊急用防疫資材の備蓄、建設業協会との協定の締結並びに公有地の埋却可能地の検討など行っている。

清浄国となった現在においても、帯広空港では国際線に加え、国内線の旅客にも靴底消毒を継続するとともに、口蹄疫を疑うような事例の早期発見を促すため、畜舎に貼ることが可能で、特徴となる症状の画像を掲載したラミネート加工のリーフレット（写真）を全飼養農場へ配布した。



一方、関係団体や企業においても農場に出入りする人の記録、集乳車・飼料運搬車などの関係車両に消毒噴霧器の搭載や自動消毒装置の装着などによる侵入防止の取り組みが行われている。

### ○ 飼養衛生管理基準に係る取り組み

牛の大規模農場（成牛 200 頭以上、育成牛 3,000 頭以上）、豚の飼養農場、めん山羊の飼養農場（業として飼養）、家きん飼養農場（100 羽以上）については、年 1 回以上立ち入り検査し、遵守状況を確認している。

遵守については、家伝法第 12 条の 4 に基づき助言・指導を行い、改善がみられない場合は、勧告・命令を行う。

### ○ 防疫訓練の実施

訓練は、防疫作業の重要事項（地域の実情、農場の作業動線、人員確保等）の確認を目的として行い、実地体験方式も交え、より現実的な訓練を行っている。

### ○ 情報の提供、講習会の開催

伝染病の農場への侵入防止のため、発生情報等を関係機関、畜産農場に迅速に提供するとともに、講習会の開催やホームページを活用して啓発を図っている。

## イ 指導課所管事項

### (ア) 家畜衛生対策事業

国の「食の安全・安心確保交付金」を活用した北海道の畜産振興対策総合対策事業の一貫として推進している。

### ○ 生産性向上対策事業

生産性を阻害する疾病の低減のため、阻害要因を調査し、疾病発生率・死廃率等の低減を図っている。対象は、牛豚飼養農場。

### ○ 家畜衛生関連情報整備対策事業

予防事業等や病性検定実施時に収集した情報並びに地域の家畜疾病発生状況や衛生管理状況を分析し、情報提供を行っている。

(イ) 独自事業

○ 放牧衛生対策事業

管内の公共牧場を対象に、飼養管理状況、各種疾病の発生状況を調査し、衛生検査の成績から、各牧場に即した衛生対策プログラムの提言と衛生指導を行っている。

○ 広報誌の発行

年2回以上の定期発行の他、疾病発生状況及び注意喚起が必要な場合は、「号外」を適宜発行し、関係機関へ周知している。

○ ホームページの運営

(ウ) 安全指導

生産現場における家畜畜産物の安全性を確保するため、関係機関・団体と連携して対策指導や家畜衛生に関する情報の収集を行っている。

○ 動物医薬品等残留防止対策及び再発防止指導

生乳及び畜肉中への抗菌性物質の残留並びに畜肉中への注射針等の残留を防止するため、残留事故のあった農場については、現地調査を行い、再発防止対策を講じるとともに、広報により注意喚起を行っている。

(エ) 動物薬事

薬機法等の関係法令に基づき、動物用医薬品販売業者の許可事務や立ち入り検査、飼育動物診療施設への巡回指導等を通じて、動物用医薬品の適正販売、流通及び使用を指導している。

○ 動物用医薬品等販売業許可事務

動物用医薬品販売業及び動物用高度管理医療機器等販売・貸与業の許可等に伴う書類審査及び現地調査を実施している。

○ 動物用医薬品販売業者等及び飼育動物診療施設への巡回

動物用医薬品販売業者への立ち入り検査は、薬機法第 69 条の規定に基づき3年一巡を目処に実施する。飼育動物診療施設へは獣医療法第8条第1項の規定に基づき実施している。

(オ) 獣医療法・獣医師法に関する事項

○ 飼育動物診療施設の開設・変更・廃止届

○ 獣医師法第 22 条の基づく届出

○ 飼育動物診療年報

ウ 病性鑑定課所管事項

全道 14 か所ある家保のうち4か所（石狩、上川、網走、十勝）には、より高度な



病性鑑定機能を持たせた課を置いている。十勝には昭和 63 年に全国で初めて透過型電子顕微鏡と超遠心分離機が設置され、牛コロナウイルス病などのウイルス性疾病の迅速診断に活用されてきた。平成 30 年度の病性鑑定検査は 42,860 件になり、その依頼数は年々増加の傾向にある。

- 伝染性疾病及び原因不明疾病について  
迅速・確実な検定（診断）に努めるとともに、  
検査結果に基づく現地及び地域の衛生対策の  
進に協力を行っている。
- 調査・研修に対する協力
- 集合施設（市場、共進会等）の衛生検査
- 種畜や種畜候補の衛生検査



## エ BSE検査室所管事項

牛海綿状脳症（BSE）対策特別措置法及び家伝法が、平成 31 年に改正されたことに伴い、死亡牛の検査対象月齢が 96 か月齢以上、起立不能牛（48 か月齢以上）、特定症状牛に変更された。検査室では、検査材料（延髄）の採取及び検査手数料の徴収事務を行っている。平成 30 年度は、12,481 頭を検査し全頭の陰性を確認した。

## オ 研修等の実施と協力

十勝家保では、地元関係機関・団体、大学等からの依頼を受けて、研修会等に職員を派遣し、家畜衛生に関する研修・講習を実施している。また、家畜衛生に携わる獣医師を確保するため、獣医系大学の学生を対象としたインターンシップ（H25：6名、H26：5名、H28：5名、H29：1名、H30：7名）や職場見学を積極的に受け入れ家保の職務の重要性や魅力を伝えている。

また、十勝獣医師会では、「獣医師のお仕事」をテーマに「出前講座」を企画し、管内の小中学校にアナウンスしている。十勝家保からも職員を派遣し、仕事の内容や魅力を伝えるなど協力している。平成 30 年度は 2 か所の「出前講座」に協力した（写真）。



### （ア）研修等の開催（平成 30 年度）

- インターンシップ：帯広畜産大学 6 名、麻布大学 1 名
- 病性鑑定技術検討会（ウイルス）（道主催）：全道家畜保健衛生所職員 25 名
- 豚コレラ研修会（十勝家保主催）：全道家畜保健衛生所職員 17 名

### （イ）関係機関・団体が主催する講習会等への職員派遣（平成 30 年度）

- 各地域での研修会：「鹿追町家畜衛生講習会」ほか 7 研修会
- 畜産試験場：「十勝畜産技術セミナー」
- 農業大学校：「家畜繁殖学（人工授精師養成講習会）」「専攻実習（家畜解剖学）」
- 帯広畜産大学：「獣医公衆衛生学」「家畜生産と獣医学」「動物衛生学実習」

## カ 学術発表等

業務を通して得られた最新の知見や成果をとりまとめ、家畜保健衛生業績発表会や獣医師会、獣医学会等の学術学会・集会で発表し、家畜衛生並びに獣医学の発展にも貢献している。

### (ア) 業績発表 (H30 年度)

○全国：1 題

- ・「道内初の高病原性鳥インフルエンザの発生と厳寒期の防疫対応」

○北海道・東北：2 題

- ・「冬期におけるトラックタイヤ消毒実施の検討及び衛生意識向上に向けた取組」
- ・「牛ヨーネ病患者における乳房のヨーネ菌検出率の調査」

○北海道：3 題

- ・「冬期におけるトラックタイヤ消毒実施の検討及び衛生意識向上に向けた取組」
- ・「牛ヨーネ病患者における乳房のヨーネ菌検出率の調査」
- ・「2010～2018年に十勝管内で分離された牛由来病原細菌の薬剤耐性調査」

### (イ) 獣医師会等

- ・「*Salmonella* Dublin の検出率向上を目的とした検査方法の検討」  
(十勝獣医師会、北海道獣医師会)
- ・「牛ヨーネ病患者の病型分類と胎児感染確率の検証」  
(十勝獣医師会、北海道獣医師会、世界牛病学会)
- ・「十勝における過去 10 年の家畜由来サルモネラの分離と解析」  
(十勝獣医師会、北海道獣医師会)
- ・「北海道で発生した高病原性鳥インフルエンザ発症鶏の病性鑑定成績と他症例との比較」  
(十勝獣医師会、北海道獣医師会)
- ・「北海道十勝における牛ウイルス性下痢・粘膜病の清浄化対策について」  
(日本獣医師会)

## <庁舎平面図>

敷地面積 10,920m<sup>2</sup> 庁舎面積 942m<sup>2</sup>

### 【1 階】



### 【2 階】

